

指定管理者制度活用方針

大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、施設の管理運営を指定管理者に管理代行させることとした。本方針は、指定管理者制度の活用に関する方針を定めるものである。

1 対象施設の名称及び所在地

施設名称 火葬場きもつき苑
所在地 鹿屋市下高隈町5999番地3

2 導入形態（ 単体 ・ 複合 ）

3 募集方法（ 公募 ・ 非公募 ）

4 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 利用者数等の活用目標

（1）過去3年間の利用者数（火葬件数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
2,142件	2,319件	2,517件	2,326件

（2）指定期間内の利用者数（火葬件数）

年間2,500件程度と想定

6 施設設置条例及び規則の改正（ 改正済 ・ 改正予定 ）

（1）平成25年2月改正で追加した（ 済 ・ 予定 ） H25.4.1

（2）改正による指定管理者選定基準の追加

- ①住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②火葬場の効用を最大限発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③火葬場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- ④火葬場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

7 使用料の見直し（ 現行どおり ・ 平成 年度見直し予定 ・ 該当なし ）

8 減免規定の運用及び見直し（ 現行どおり ・ 見直す ・ 該当なし ）

9 利用料金制度に関する事項（ 適用する ・ 適用しない ・ 該当なし ）

10 施設の修繕の可能性及び計画（ 有無 ）

・火葬設備に係る修繕は組合で発注する。

11 納付金制度に関する事項（ 適用する ・ 適用しない ・ 該当なし ）

・該当なし

12 指定管理者に行わせる業務の概要

（1）受付関係

①使用許可、使用料徴収・払込み、その他使用許可に関する業務等

②遺体受入業務等

（2）火葬関係

①告別、炉前、収骨業務

②火葬炉運転業務

③残骨灰保管業務

④待合室案内等業務 等

（3）維持管理関係

①清掃業務

・日常清掃業務、定期清掃業務 等

②火葬炉保守業務

・日常点検業務、定期点検業務 等

③建築機械設備等保守点検業務

・空調設備、電気設備、消防設備、合併浄化槽 等

④警備業務

・機械警備 等

⑤緑地等管理業務

・周辺緑地、庭園、植栽等

⑥消耗品等調達・管理業務

・燃料、事務用品、その他消耗品 等

⑦その他関連業務

・公共料金等支払業務

・危険物施設管理業務（有資格者の配置）

・防火管理業務

・備品管理業務 等

13 指定管理委託料に関する事項

・委託料基準額は、募集要項で提示する。

14 指定管理委託料の精算に関する事項 (精算しない ・ 一部精算 ・ 全額精算)

・ 修繕料に余剰があった場合は精算する。

15 剰余金、収益金等の活用法に関する事項

・ これまでの実績を踏まえ積算しているので、剰余金が発生した場合は、指定管理者の自助努力によるものとみなし、精算しない。

16 リスク分担に関する特殊事項 (有 ・ 無)

・ 感染症の拡大など通常のリスクの範囲を越える事象に係る経費の支出については、組合で負担

17 事業スケジュール (予定)

- ① 制度活用の決定 令和5年6月
- ② 募集要項・仕様書の作成 令和5年6月～
- ③ 指定管理者の募集開始 令和5年7月
- ④ 申請書受付 令和5年7月
- ⑤ 申請書等の審査確認 令和5年7月(随時)
- ⑥ 指定管理者選定(選定委員会による審査・評定・決定) . . . 令和5年8～9月
- ⑦ 組合議会での指定議案等議決 令和5年12月議会
- ⑧ 協定の締結 令和6年1月
- ⑨ 指定管理者による管理運営開始 令和6年4月